



2019年12月4日

各 位

上場会社名 リーバイ・スト劳斯 ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 パスカル・センコフ
(コード番号 9836)
問合せ先責任者 経理財務統括部長 古山 信一
(TEL 03-5774-0501)

**支配株主であるリーバイ・スト劳斯・アンド・カンパニーによる
当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

当社の支配株主（親会社）であるリーバイ・スト劳斯・アンド・カンパニーは、当社の普通株式に対する公開買付けを2019年10月15日から2019年12月3日まで実施していましたが、その結果について、同社より添付資料のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

以上

(添付資料)

2019年12月4日付「リーバイ・スト劳斯 ジャパン株式会社株式（証券コード9836）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

各 位

リーバイ・スト劳斯・アンド・カンパニー
(Levi Strauss & Co.)
Vice President, Investor Relations and Risk Management
Chris Ogle
問合せ先 Rachel Lim
Levi Strauss & Co.
Asia Pacific Press Office
+65 9758 7149
Asiapac.pressoffice@levi.com

**リーバイ・スト劳斯 ジャパン株式会社株式 (証券コード 9836) に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

リーバイ・スト劳斯・アンド・カンパニー (以下「公開買付者」といいます。) は、2019年10月11日、リーバイ・スト劳斯 ジャパン株式会社 (証券コード 9836、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) JASDAQ (スタンダード) 市場、以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者普通株式」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決定し、2019年10月15日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが2019年12月3日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 リーバイ・スト劳斯・アンド・カンパニー
(Levi Strauss & Co.)

所在地 アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューキャッスル郡、ウィルミントン、リトル・フォールス・ドライブ 251
(251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware, New Castle County, United States of America)
(同所は登録上の本店所在地であり、実際の事業運営は、アメリカ合衆国カリフォルニア州にある本社で行っています。)

(2) 対象者の名称

リーバイ・スト劳斯 ジャパン株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
944,833 株	— 株	— 株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。買付予定数は、対象者が2019年10月11日に公表した「2019年11月期 第3四半期決算短信[日本基準]（非連結）」（以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2019年8月31日現在の発行済株式総数（5,790,400株）から同日現在の対象者が所有する自己株式数（5,127株）及び2019年10月15日現在において公開買付け者が所有する株式数（4,840,440株）を控除したのになります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2019年10月15日（火曜日）から2019年12月3日（火曜日）まで（34営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき金1,570円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、2019年12月4日に、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	815,322 株	815,322株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株
合計	815,322 株	815,322株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	48,404 個	(買付け等前における株券等所有割合 83.67%)
買付け等前における特別関係者の所有株 券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	56,557 個	(買付け等後における株券等所有割合 97.76%)
買付け等後における特別関係者の所有株 券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主の議決権の数	57,783 個	

(注1)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2019年10月15日に提出した第38期第3四半期報告書に記載された2019年5月31日現在の対象者の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期決算短信に記載された2019年8月31日現在の対象者の発行済株式総数(5,790,400株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(5,127株)を控除した株式数(5,785,273株)に係る議決権の数である57,852個を、「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注2)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
2019年12月10日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2019年10月15日付で提出した本公開買付けに係る公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付け後の一連の取引により対象者普通株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、かかる手続が実施された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに開示される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。